

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構役員退職金に係る
業績勘案率（案）について

平成 20 年 8 月 27 日
内閣府独立行政法人評価委員会

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の退職役員に関する業績勘案率
（案）については、以下のとおりとする。

理 事 XXXXXXXXXX 業績勘案率は 0.9 とする。

（決定の方法）

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」（平成 17 年 8 月 23 日内閣府所管独立行政法人評価委員会決定（別添 1））に基づき決定。

（決定の理由）

本理事の業績勘案率（案）については、平成 19 年 8 月 16 日に沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会（以下、「分科会」という。）において、基準業績勘案率 1.0（算定方法は別添 2 参照）を基に審議を行い、これを変更する理由が認められなかったことから、1.0 と決定したところである。

しかしながら、以下の状況を踏まえ、平成 20 年 7 月 14 日及び 8 月 21 日に分科会において再度審議を行った。

- 平成 19 年 9 月、外部の専門家委員会より、機構が過去に行った調達に関して、法令に基づく公表が行われず透明性の確保が十分になされていなかったこと等の事実があったこと、及びこれに対して機構が既に改善策を表明していること等を明らかにする報告書が公表された。
- 平成 19 年 12 月、「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定され、独立行政法人における適正な業務運営を確保するための取組を一層強化する姿勢が明確にされた。
- 本年 7 月、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会における事前検討に

において、法令に反する業務運営が行われたこと等については、業績勘案率の算定に際して十分に勘案すべきとの指摘があったことが報告された。

その結果、独立行政法人において法令を遵守した業務運営を行うことは極めて重要であり、機構において一部の法令が遵守されていなかったこと等の事実は、業績勘案率の算定に当たって考慮せざるを得ず、基準業績勘案率を変更すべき特段の事情に該当すると判断し、業績勘案率（案）を0.9とすることに決定した（詳細は別紙参照）。

なお、分科会における審議の中では、こうした判断は、社会一般の通念に照らし厳格に過ぎるのではないかとの強い懸念も示されたが、全ての独立行政法人の運営において国民の信頼を回復することが喫緊の課題となっており、「独立行政法人整理合理化計画」の策定等により、政府全体として、各法人における契約の透明性の確保や内部統制の強化等に強力に取り組む姿勢が強く打ち出されている現在の状況にかんがみれば、本件について、これまでに求められてきた以上に厳格な基準により判断すべきとの結論に達した。

今後、各府省の独立行政法人評価委員会においては、退職役員の業績勘案率の算定に際しては本件と同様の厳格な評価が行われることを期待するとともに、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会においては、本件と爾後の事例との間で衡平が損なわれることのないよう、全ての退職役員の業績勘案率案の審議に際し、十分な情報収集と実質的な審議を基に厳正な判断が示されることを強く期待する。

(別紙)

前理事の業績勘案率(案)を0.9とする事情は以下のとおり。

1. 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構においては、契約に関する情報公開に一部適切を欠くものが見出されたことから、監査法人に委託し、監査法人内に設けられた外部の専門家委員会による検証を行った。平成19年9月に公表された同委員会の報告書(「沖縄科学技術研究基盤整備機構における公共調達のあるり方」http://www.oist.jp/j/doc/report/shotatsu_report.pdf)では、平成17年の施設改修工事の契約について、随意契約それ自体には合理的理由がある一方で、その後の運営も含め、以下の問題点が指摘された。

(1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第4条、第5条、及び第6条により、「当該年度に発注することが見込まれる公共工事の見通し及び変更後の発注見通し」等の情報を公表することが定められているが、機構においては遵守されていなかった。

(2) 総務省行政管理局長による平成18年3月29日付け事務連絡「独立行政法人における随意契約の適正化について」において、国の基準を参照しつつ、一定額以上の随意契約(理由等を含む)について、ホームページに公表し、併せて、その旨を業務方法書又は会計規程等に盛り込むことが要望されていたが、機構においてはこれらの要望に応えていなかった。

2. 独立行政法人は、事務及び事業の公共性にかんがみ、法令を遵守した適正な業務運営を行うことが極めて重要である。

さらに、昨年12月24日に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」では、独立行政法人の運営について国民の信頼回復が喫緊の課題であるとの認識が明確に打ち出され、政府全体の方針として、各独立行政法人における契約の透明性の確保や内部統制・ガバナンスの強化等について強力に取り組むこととしている。また、評価委員会においては各法人の取組を厳格に評価することが改めて期待されている。

3. このような独立行政法人の業務運営の適正化に関する政府の強い姿勢を念頭に、本件について改めて検討すると、前理事は、法令を遵守した調達の実施及び規程の整備について、担当役員として責任を負う立場にあった事実は否定できず、業績勘案率の算定に当たっては、これらの問題点を考慮せざるを得ない。

4. 他方、機構においては、問題点を把握した後、直ちに改善に向けた取組を開始しており、前理事は在任中にその道すじをつけたと考えられること、さらに、前理事は、組織の立ち上げや研究事業の展開を含め、法人運営を軌道に乗せるために力を尽くしたことを考慮すれば、上記の問題点の業績勘案率への反映は最小限とすべきである。

5. したがって、業績勘案率（案）については、0.9とすることが妥当である。

別添1及び2は省略

前理事長の基準業績勘案率の算定(暫定版)

1. 業績勘案率の算定期間 平成17年9月1日～平成23年10月31日

2. 算定方法

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」2. (1)に基づき、退職した役員が在職した各事業年度毎に基準値を決定し、各事業年度毎の在職月数に応じて加重平均した値(小数点第2位以下は四捨五入)を基準業績勘案率とした。

(1)各事業年度の基準値

①平成17年度(T)

A+ A B C D

$$(0 \times 5 + 18 \times 4 + 1 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 19 = 3.95$$

$$T=1.0$$

②平成18年度(U)

A+ A B C D

$$(0 \times 5 + 20 \times 4 + 3 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 23 = 3.87$$

$$U=1.0$$

③平成19年度(V)

A+ A B C D

$$(1 \times 5 + 25 \times 4 + 1 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 27 = 4.0$$

$$V=1.0$$

④平成20年度(W)

A+ A B C D

$$(0 \times 5 + 13 \times 4 + 3 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 16 = 3.81$$

$$W=1.0$$

⑤平成21年度(X)

A+ A B C D

$$(0 \times 5 + 14 \times 4 + 3 \times 3 + 2 \times 2 + 0 \times 1) / 19 = 3.63$$

$$X=1.0$$

⑥平成22年度(Y)

A+ A B C D

$$(3 \times 5 + 17 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 20 = 4.15$$

$$Y=1.1$$

⑦平成23年度(Z)

A+ A B C D

$$(0 \times 5 + 0 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 20 = 0.0$$

$$Z=0.0$$

(2) 基準業績勘案率の算定

(T×7月+ U ×12月+ V × 12月+ W × 12月+ X× 12月+ Y× 12月+ Z× 7月) /74月 = 基準業績勘案率

(1.0×7月+ 1.0 ×12月+ 1.0 × 12月+ 1.0 × 12月+ 1.0× 12月+ 1.1 × 12月+ 0.0× 7月) /74月 = 0.0

前理事長所掌項目の各年度における評価結果

年度 評価	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
A+			1			3	○
A	18	20	25	13	14	17	○
B	1	3	1	3	3		○
C					2		○
D							○
項目 数計	19	23	27	16	19	20	20

前理事長所掌項目の評価結果
(平成 17 年度分)

		平成17年度
1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置		
(1)研究活動		
①新規研究グループの立ち上げ		A
②ポスドク研究者・若手研究者の募集		A
③外国人研究者等の募集・採用		A
(2)研究成果の普及		
①研究成果の発表、年次報告書の作成		A
②特許取得のためのシステムの構築		A
③国際ワークショップやセミナーの開催		A
(3)研究者養成活動		
①連携大学院制度の活用による学生の受入れ		A
②研究者養成プログラムの準備		A
(4)大学院大学設置準備活動		B
(5)施設整備		
①恩納キャンパスのうち旧白雲荘の改装作業		A
②恩納キャンパスのマスタープランの策定		A
2 業務の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置		
(1)管理運営及び財務		
①管理運営部門の効率化及び財務管理部門の体制整備、研究管理部門の機能強化		A
②管理部門及び技術サポート部門のスタッフの研修		A
(2)運営委員会関連		A
(3)活動評価		A
3 予算、収支計画及び資金計画		A
4 短期借入金の限度額		A
5 重要な財産の処分等に関する計画		—
6 剰余金の使途		—
7 その他内閣府令で定める業務運営に関する事項		
(1)施設・設備に関する事項		A
(2)人事に関する事項		A
(3)積立金の処分に関する事項		—

前理事長所掌項目の評価結果
(平成 18 年度分)

		平成 18 年度
1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置		
(1) 研究活動		
① 研究ユニットの研究評価への着手		B
② ワークショップ、セミナーの開催		A
③ 研究者(代表研究者、ポスドク、技術員を含む)の確保		A
(2) 研究成果の普及		
① 年次報告書の作成、論文投稿、国際学会への参加等及び広報活動		A
② 知的財産保護のための管理体制の整備		A
(3) 研究者養成活動		
① 研究機関及び大学との協力プログラム実施の推進		A
② 研究計画策定及び教育プログラムに関連するワークショップの開催		A
(4) 大学院大学設置準備活動		B
(5) 施設整備		A
2 業務の効率化に関する事項		
(1) 管理運営及び財務		
① 理事長のリーダーシップの強化及び内閣府との緊密な連携、COPI(代表研究者委員会)の役割の強化、MACO(業務運営委員会)の開催		A
② 機構設立時に暫定的に定められた諸手続の見直し		A
③ 法人運営の重要分野における本格的な総合業務システムの導入		A
④ 高いラスパイレス指数にも配慮した人件費の見直し		A
⑤ 公的研究費不正使用等の防止の体制整備、ルールの整備・明確化等		A
⑥ 既存施設の活用		A
⑦ 外部資金の獲得		A
⑧ 事務職員の専門能力を高めるための取組		A
(2) 運営委員会関連		
① 理事長と運営委員会議長との密接な連携		B
② 運営委員会の開催		A
(3) 活動評価		A
3 予算、収支計画及び資金計画		A
4 短期借入金の限度額		—
5 重要な財産の処分等に関する計画		—

6 剰余金の使途	—
7 その他内閣府令で定める業務運営に関する事項	
(1)施設・設備に関する事項	A
(2)人事に関する事項	A
(3)積立金の処分に関する事項	—